

公益社団法人あおもり農林業支援センター条件付き一般競争入札事務取扱要綱〈新旧対照表〉

改正後	現 行
<p>第1条～第15条 略 別紙（第6条関係） その1（地域限定型（単体Ⅰ・Ⅱ）の場合） 1～12 略 13 入札書記載金額等 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の<u>110分の100</u>に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。 備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。 14～15 略 別紙（第6条関係） その2（一般型（単体）の場合） 1～12 略 13 入札書記載金額等 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額と</p>	<p>第1条～第15条 略 別紙（第6条関係） その1（地域限定型（単体Ⅰ・Ⅱ）の場合） 1～12 略 13 入札書記載金額等 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の<u>108分の100</u>に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。 備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。 14～15 略 別紙（第6条関係） その2（一般型（単体）の場合） 1～12 略 13 入札書記載金額等 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の8</u>に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とす</p>

するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

14～15 略

るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

14～15 略